

財務省所管の新設独立行政法人について

○ 財務省所管新設独立行政法人の概要等

通関情報処理センター	1
日本万国博覧会記念機構	3
財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針	4

○ 参考資料

通関情報処理センターの中期目標・中期計画	7
日本万国博覧会記念機構の中期目標・中期計画	18

独立行政法人通関情報処理センターの概要

設立　電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和52年法律第54号）に基づき、平成15年10月1日設立
(旧センターは昭和52年10月設立)

目的　国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うこと。（同法第8条）

業務　国際貨物業務を電子的に処理するシステムである通関情報処理システム（NACCS：Nippon Automated Cargo Clearance System）の運営を行っている。

資本金　9,000万円

予算　約114億円（平成16年度支出：対14年度比0.0%増）
〔
国からの利用料収入 約55億円
民間からの利用料収入 約52億円
〕

役員　理事長1名、理事3名、監事2名（うち非常勤1名）
※任期はいずれも2年
(旧センター：理事長1名、理事7名（うち非常勤3名）、監事1名)

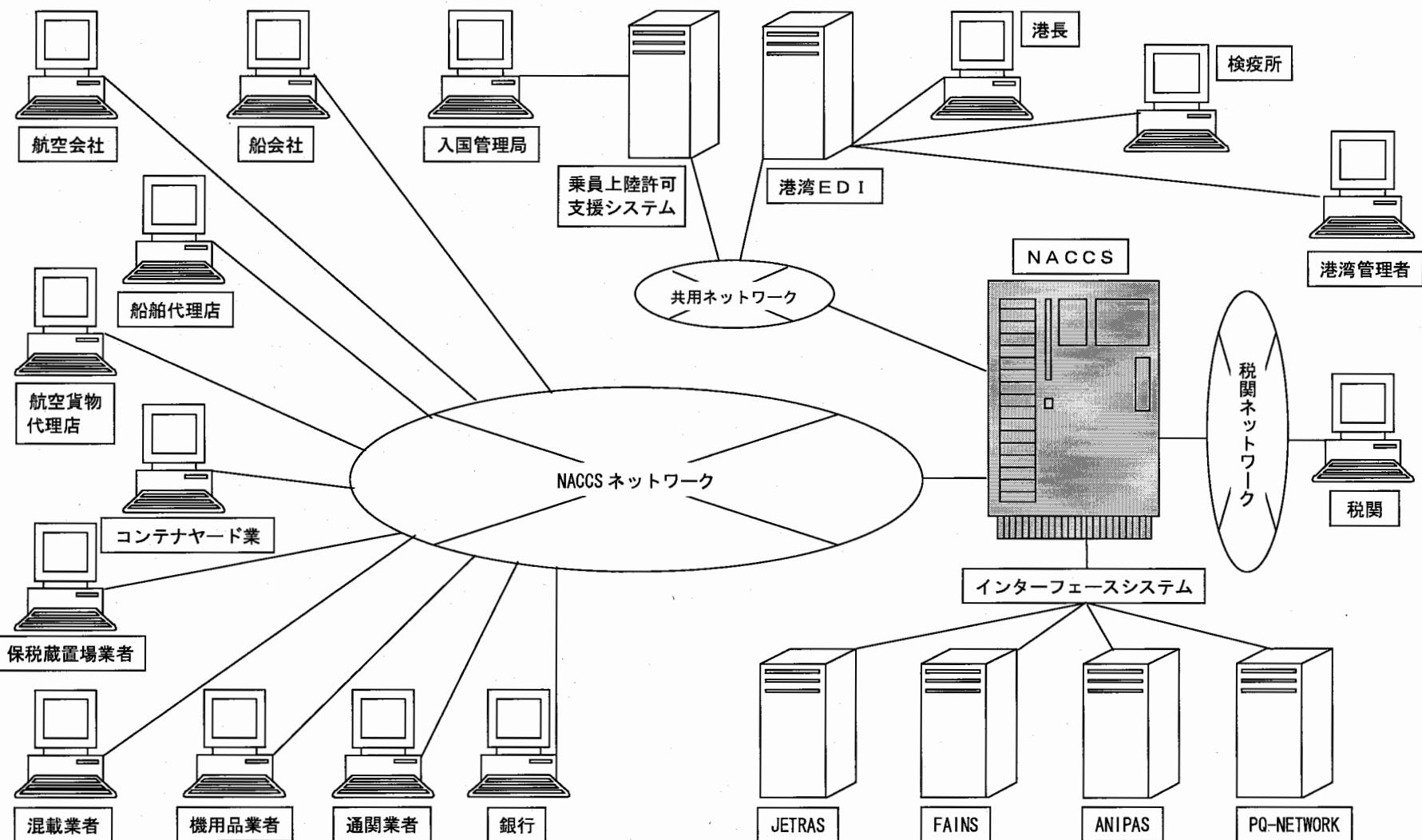
職員　128名（平成16年4月1日現在）

事務所　東京都中央区京橋

地方事務所　14ヶ所〔千歳、仙台、成田、原木、東京、横浜、清水、名古屋、大阪、関空、神戸、広島、福岡、那覇〕

利用者　航空会社、船会社、混載業者、保税蔵置場、通関業者、銀行、税関

参考：システム連携図



NACCS（通関情報処理システム）、JETRAS（経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム）、FAINS（厚生労働省の輸入食品監視支援システム）、ANIPAS（農林水産省の動物検疫検査手続電算処理システム）、PQ-Network（農林水産省の輸入植物検査手続電算処理システム）、

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の概要

設立	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成14年法律第125号）に基づき、平成15年10月1日設立 (旧協会は昭和46年9月設立)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを縁に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること（同法第3条）。
業務	(1) 公園事業 1970年に開催された日本万国博覧会の跡地（約259ha）を「日本万国博覧会記念公園」として整備・運営を行い、広く国民に提供している。 (2) 基金事業 日本万国博覧会の剩余金を適正に管理・運用し、文化的活動や国際相互理解の促進に資する活動に助成を行い、地域から国際社会までの多様な活動をサポートしている。
資本金	1,219億77百万円
予算	約45億円（平成16年度支出：対14年度比2.2%減） 〔公園事業支出 約41億円 基金事業支出 約 4億円〕
役員	5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名）） ※任期はいずれも2年 〔旧協会：会長1名（非常勤）、副会長1名（非常勤）、理事長1名、理事4名（うち非常勤2名）、監事2名（うち非常勤1名）〕
職員	51名（平成16年4月1日現在）
事務所	大阪府吹田市千里万博公園

財務省所管独立行政法人の 業務の実績に関する評価についての基本方針

平成 14 年 6 月 10 日
財務省独立行政法人評価委員会

財務省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たり、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 39 条の規定により作成することとされている評価の基準について、その基本的事項を、次のとおり、基本方針として定める。

評価委員会は、この基本方針を評価の基準の基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて、評価項目ごとの具体的な「法人の評価の基準」を作成し、評価を実施するものとする。

1. 業務の実績に関する評価の基本方針

法人の評価については、主務大臣による中期目標の設定、法人による中期計画及び年度計画の策定とそれらに基づく業務運営、評価委員会による評価という一連の流れの中で、評価の結果を法人自身の業務改善や主務大臣による新たな目標設定等へと反映させることにより、法人の業務運営が「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする「マネジメント・サイクル」の中で効果的に実施されるものとなるように努める。

評価委員会が行う法人の業務の実績に関する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）及び通則法第 34 条に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標評価」という。）により構成されるが、各々の評価の趣旨、目的等は次のとおりとする。

2. 事業年度評価の内容

（1）評価の目的

事業年度評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行うものとし、法人による次年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

（2）評価方法

① 項目別評価

イ 中期計画に定められた項目ごとに評価項目を設定し、次の 4 段階評価を行うことを基本とする。

A : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。

B : 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。

- C : 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
D : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

- 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等を付記する。
△ 客観的な評価基準の設定に努める。例えば、数値目標が定められた評価項目については、定量的な指標を用いた客観的な評価基準を設定することを基本とする。定性的な目標が定められた評価項目についても、可能な場合には、定量的な指標を補完的に用いるよう努める。
ニ 複数の評価項目を合わせて評価を行うことも可能とする。
ホ 客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価する。
ヘ 評価は4段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能とする。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。この際、当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

(3) 実施要領

- ① 法人は、毎年6月末までに、前事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその業務の実績を明らかにした報告書並びに通則法第38条に規定する財務諸表、事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、①に規定する書類の提出を受けた後、法人の業務の実績について法人からの説明の聴取等の調査及び分析を行い、本基本方針及び当該法人の評価の基準に従い評価を実施して、9月末までに評価書を取りまとめる。

3. 中期目標評価の内容

(1) 評価の目的

中期目標評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行うものとし、法人による次期以降の業務運営の改善に資するとともに、財務大臣による次期中期目標の検討や、法人の組織及び業務の全般にわたる検討のための情報を提供することを目的とする。

(2) 評価方法

① 項目別評価

イ 中期目標に定められた項目ごとに評価項目を設定し、次の4段階評価を行うことを基本とする。

- A : 中期目標を十分に達成した。
- B : 中期目標をおおむね達成した。
- C : 中期目標を達成していないが、進展はあった。
- D : 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

ロ その他の中期目標の項目別評価の方法については、2(2)①ロからヘを準用する。

② 全体評価

中期目標の全体評価の方法については、上記2(2)②を準用する。

また、法人の業務の特性に配意しつつ、必要に応じ、次期中期目標期間における法人の組織、業務等の在り方について、意見を記述する。

(注)中期目標の評価方法については、中期目標評価の開始までに、事業年度評価の実施状況を踏まえて、所要の見直しを行う。中期目標評価の実施要領についても、それまでに策定する。

独立行政法人通関情報処理センター

中期目標	中期計画
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>はじめに (センターの使命)</p> <p>センターの使命は、空港・海港における国際運送貨物に係る税関手続と共に密接に関連する民間業務（以下「国際貨物業務」という。）を迅速かつ的確に処理するため、通関情報処理システム（以下「NACCS」という。）を適切かつ安定的に運営し、我が国における国際物流の迅速化・適正化に寄与することである。</p> <p>(センターを取り巻く環境)</p> <p>我が国の貿易の発展に伴って、輸出許可件数及び輸入許可・承認件数は年々増加する傾向で推移してきており、物流を阻害することなく、円滑な通関処理を行うため、申告等手続のシステム化を推進していくことが求められている。このため、昭和52年にセンターが設立され、翌年には航空貨物を対象にAir-NACCSが、また、平成3年には海上貨物を対象にしたSea-NACCSがそれぞれ導入される等、順次、NACCSの対象業務と対象地域を拡大してきた。平成9年には、輸出手続全体の更なる迅速化という観点から、NACCSと他省庁システムとのインターフェイス化を行い、平成15年には、貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続のシングルウインドウ化を実現したところであり、今後も、NACCSが国際物流の効率化に寄与することが期待されている。</p> <p>センターの業務については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、システム開発に係る競争入札の範囲の拡大、業務の外部化等、業務の実施について更なる効率化・適正化を図るべきであるとされている。また、「e-Japan重点計画2002」（平成14年6月18日IT戦略本部）においては、NACCSと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進することが、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）においては、システムの刷新可能性を調査するとともに、その結果等を踏まえシステムの最適化を図ることが、それぞれ求められているところである。</p> <p>更に、センターは、国及び民間の利用者からの利用料金収入で運営されており、</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定めます。</p>

中期目標	中期計画
<p>常により良いシステムをより安く提供することが求められていることから、運営の効率化が必須となっている。</p> <p>加えて、センターには、法人の業務運営一般に通じるものとして、法令を遵守するだけでなく、より社会のルールに沿った行動をとることが求められている。また、社会の信頼を確保するため、国民に対し業務運営の透明性を確保し、説明責任を果たして行くことが必要とされている。</p> <p>センターは、これらの環境の変化に的確に対応していく必要がある。</p> <p>1. 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月とする。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項 センターは、システムを安定的に運営し、利用者サービスの向上に努める必要があるが、その際、業務運営の効率化に充分配慮することが重要である。予算の執行に当たっては、常に費用対効果やその必要性等を勘案するとともに、業務の外部化や競争入札の範囲の拡大等により、効果的・効率的な執行を図ることが必要である。 効果的かつ効率的な業務運営を確立するに当たっては、組織体制の見直しを行うとともに、事務のIT化等業務処理の効率化、職員の能力向上等人材の効果的な活用を図り、また、実績評価を行い、更なる問題点の把握及びその改善を図るものとする。 業務運営の効率化の進捗状況を測定するため、平成14年度末の常勤職員数を中期目標期間中に13%削減することを目指すものとする。 また、中期目標期間中に一般管理費を13%削減し、業務経費（既契約債務等を除く。）を8%削減する。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置 センターは、システムの安定的な運営、利用者サービスの維持・向上等に充分配慮しつつ、次により、効果的かつ効率的な業務の運営を図ります。</p> <p>(1) 組織の再編等 ① センターの機能に即した組織への再編 センターの組織は、昭和52年に設立されて以来、業務実態等の変化に応じて必要な見直しを行ってきましたが、更に、システムの安定的な運営、利用者サービスの維持・向上等を図りつつ、組織機能を強化するため、部等の統廃合により7部制を5部制とする等、組織の抜本的な見直しを行います。なお、既に、独立行政法人への移行に先立ち、平成15年6月にプラッセル駐在員事務所を廃止したところです。</p> <p>② 常勤職員数の削減 業務処理方法の見直し、事務処理のIT化、一部業務の外部化等により、平成14年度末の常勤職員数（132人）を中期目標期間中に13%（17人）削減し、115人とすることを目指します。なお、独立行政法人への移行に先立ち、既に3%（4人）の削減を実施しているところです。</p>

中期目標	中期計画
	<p>(2) 業務の効率的処理</p> <p>① 業務実績の定期的評価及び評価結果の反映 業務の運営状況を定期的に点検・評価するための内部体制を整備し、評価結果に基づき業務処理手順を改善すること等により業務の効率的な処理を図ります。</p> <p>② 事務処理の一層のＩＴ化 センター内ＬＡＮを活用して事務処理の一層のＩＴ化を推進し、平成15年度末までに職員に対する通知文書の電子化を行います。</p> <p>③ 人材の育成と有効活用 研修の実施により職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図るとともに、職員の適正な配置を推進し、業務処理効率の向上を図ります。</p> <p>(3) 予算の効果的・効率的な執行</p> <p>① 一般管理費（人件費を含む。）を中期目標期間中に平成14年度予算額と比べ13%削減します。 (注) 一般管理費には、納付消費税が含まれています。</p> <p>② 業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）を中期目標期間中に平成14年度予算額と比べ8%削減します。</p> <p>③ 予算の執行に当たっては、これまでも汎用品を活用する等経費の削減を図ってきたところですが、引き続き、競争入札の範囲の拡大、節減合理化の方策を講じることにより、効果的・効率的な執行を図ってまいります。</p> <p>④ 事務の外部化について検討を行い、外部化していない経費を、中期目標期間中に平成14年度の実績と比べ10%削減します。</p> <p>(4) 主たる事務所の移転 事務処理の効率化、経費の削減等を図るため、システムの安定的な運営及び利用者サービスの維持・向上に配意しつつ、中期目標期間中の可能な限り早い時期に主たる事務所の移転を行います。</p>

中期目標	中期計画
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) システムの安定的な運営 システムの予定外の停止は、国際貨物業務の迅速かつ的確な処理を阻害しかねない。このため、計画的な停止を除くシステム稼働率について100%を目指すものとする。</p> <p>(注) システム稼働率とは、 $\text{稼働率} = \frac{\text{運用時間} (* 1) - \text{停止時間} (* 2)}{\text{運用時間}}$</p> <p>(* 1) 運用時間：メンテナンス時間を除く終日。なお、センターがセンター設備の設定の変更、電源設備の法定点検等のためあらかじめ利用者に周知してセンター設備を停止した場合は、当該周知した時間についても、運用時間から除く。 メンテナンス時間 航空：午前4：30～午前5：00 海上：午前2：00～午前4：00</p> <p>(* 2) 停止時間：運用時間内に障害等により、センター設備が停止した時間</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図るためにとるべき措置 システムの安定的な運営は国際貨物業務の迅速かつ的確な処理に必須であります。このため、システムのサービス水準の指標であるシステム稼働率（計画的な停止を除く。）について100%を目指す等、その安定的な運営を図ります。 また、高度情報通信ネットワーク社会の形成などの社会環境の変化、国際物流に係る手続の迅速化・簡素化等の要請、利用者のニーズ等に応えるため、システムの機能の向上を図ります。 更に、利用者のニーズの把握、利用者からの問合せへの迅速な対応、利用者に対する講習会の充実等、利用者サービスの向上を図ります。</p> <p>(1) システムの安定的な運営 ① システムの安定的な運営を図ることとし、そのサービス水準の指標であるシステム稼働率（計画的な停止を除く。）について100%を目指します。また、センター設備に障害が発生した場合、早期に復旧することはもとより、障害等の状況を適宜、速やかに利用者に開示します。 (注) システム稼働率とは、 $\text{稼働率} = \frac{\text{運用時間} (* 1) - \text{停止時間} (* 2)}{\text{運用時間}}$</p> <p>(* 1) 運用時間：メンテナンス時間を除く終日。なお、センターがセンター設備の設定の変更、電源設備の法定点検等のためあらかじめ利用者に周知してセンター設備を停止した場合は、当該周知した時間についても、運用時間から除く。 メンテナンス時間 航空：午前4：30～午前5：00 海上：午前2：00～午前4：00</p> <p>(* 2) 停止時間：運用時間内に障害等により、センター設備が停止した時間</p> <p>② ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等につき、定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを図ります。</p>

中期目標	中期計画
<p>(2) システムの機能の向上</p> <p>NACCSは多数の利用者が利用しているシステムであることから、センターは、利用者にとってより使い勝手の良いシステムを目指し、システムの更なる機能向上を図ることにより、利用者のニーズに応えたシステムを提供するものとする。</p> <p>また、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するとともに、「e-Japan重点計画2002」に掲げられている、貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携の推進を図るものとする。</p>	<p>③ オペレーション業務及びその関連業務について、システムの運用方法等に係る定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを行うとともに、担当職員の研修等を行い、これらの業務の強化を図ります。</p> <p>④ データの維持業務及びその関連業務について、的確かつ適切に取扱いを行うため、データの登録方法、チェック体制等に係る定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを図ります。また、担当職員の研修等を行い、これらの業務の強化を図ります。</p> <p>(2) システムの機能の向上</p> <p>① 「e-Japan重点計画2002」等に基づく機能向上について、次のように適切に対応します。</p> <p>イ 「e-Japan重点計画2002」において通関情報処理システム（以下「NACCS」という。）と「貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する」ことが求められていることを踏まえ、平成15年度から民間システムとの連携方法等を策定し、国際物流の迅速化、適正化、効率化に寄与する連携を実現していきます。</p> <p>ロ マルチペイメントネットワークとの接続により、NACCSにおける輸入申告等の直納方式について、インターネット等を利用した関税等の電子納付を、関係機関等と連携して、平成15年度中に実現します。</p> <p>ハ 自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）等との連携について、関係機関等と連携して、実施計画を策定し、平成16年度中に実現します。</p> <p>② 関税法改正に伴うプログラムの変更等については、適切に対処していきます。インターフェースシステムの更改については、関係機関等と連携して、実施計画を策定し、平成16年度中に実現します。</p> <p>③ その他のプログラムの変更等については、利用者のニーズを的確に把握し、費用対効果、その必要性や他のシステムの動向にも配慮する等、充分検討の上、実施計画を作成し、その円滑な実施を図ります。また、当該計画の作成後生じたプログラムの変更等のニーズについても、適切に対処します。</p>

中期目標	中期計画
<p>(3) 利用者サービスの向上</p> <p>利用者からの問合せや利用申込等に対する迅速かつ的確な対応、利用者ニーズの的確な把握とその業務内容への反映、センター内の利用者サポート体制の見直し等により利用者サービスの向上を図るものとする。</p> <p>利用者サービス向上の進捗状況を測定するため、利用者を対象とした満足度調査の結果を指標とすることとし、その結果の向上を目指す。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上</p> <p>① 利用者からの問合せについては、迅速かつ的確に対応することとし、回答に時間を要する事案については途中経過を説明する等、利用者の立場に立った対応を行います。また、回答状況の調査を行い、その結果を利用者サポート体制の見直し等に反映させていきます。</p> <p>② 新規利用の申込みから通信事業者による回線工事、システムの設定等を経て利用開始できるまでの標準日数（例えば、専用回線の場合60日程度）を中期目標期間中に、事務処理の合理化等により20%短縮します。</p> <p>③ 利用者ニーズを的確に把握するため、利用者の代表者からなる定期会議を開催し、その意見を業務の運営に反映させていきます。</p> <p>④ 利用者を対象に、センターの利用者サービスについてのアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握するとともに、その意見をサービスの向上に反映させます。また、調査における評価として、5段階評価で平均3.5以上となることを目指します。</p> <p>⑤ システム操作等に関する講習会を利用者のニーズ等に応じて適切に開催し、講習会受講者を対象にその内容等についてのアンケートを行い、講習会における評価として、「有益であった」とする者が受講者の70%以上となることを目指すとともに、その結果を講習会の内容に反映させていきます。</p>
<p>(4) システムの利用促進</p> <p>国際貨物業務に関連するより多くの者がシステムを利用する事がシステム化の効果を高め、国際物流の迅速化につながることから、関係者に対しシステムへの参加を懇意する等システムの利用促進を図るものとする。</p>	<p>(4) システムの利用促進</p> <p>システムの利用促進を図るため、システム有用性の広報を行い、また、あらゆる機会を捉えてシステムに参加していない者に対する参加懇意を行う等、システムができるだけ広く、また、より多く利用されるよう適切に対処します。</p>
<p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>センターは、平成14年4月より、剩余金を利用者に還元する等のため利用料金の</p>	<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>センターは、平成14年4月より、剩余金を利用者に還元する等のため、利用料金</p>

中期目標	中期計画																				
<p>大幅な引下げを行ったところであり、これに伴い生じている収支の不均衡の改善を図るものとする。</p>	<p>の大幅な引下げを行ったところであり、これに伴い収支が不均衡となっています。これについては、経費の削減・合理化等により中期目標期間中にその改善を図ります。</p> <p>(1) 予算（中期計画の予算） 平成15年度～平成19年度予算</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td><td></td></tr> <tr> <td>　業務収入</td><td>49, 067</td></tr> <tr> <td>　業務外収入</td><td>150</td></tr> <tr> <td>　計</td><td>49, 216</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td></tr> <tr> <td>　業務経費</td><td>46, 163</td></tr> <tr> <td>　一般管理費</td><td>2, 025</td></tr> <tr> <td>　人件費</td><td>4, 916</td></tr> <tr> <td>　計</td><td>53, 104</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 業務収入は、政府の「改革と展望」に示された成長率等を基に計算しています。 (注2) 一般管理費には、納付消費税が含まれています。 (注3) 人件費は、ベースアップがないものとして計算しています。</p>	区分	金額	収入		業務収入	49, 067	業務外収入	150	計	49, 216	支出		業務経費	46, 163	一般管理費	2, 025	人件費	4, 916	計	53, 104
区分	金額																				
収入																					
業務収入	49, 067																				
業務外収入	150																				
計	49, 216																				
支出																					
業務経費	46, 163																				
一般管理費	2, 025																				
人件費	4, 916																				
計	53, 104																				

中期目標	中期計画																																
	<p>(2) 収支計画 平成15年度～平成19年度収支計画</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td><td>50,822</td></tr> <tr> <td>　経常費用</td><td>50,822</td></tr> <tr> <td>　　業務費</td><td>43,877</td></tr> <tr> <td>　　一般管理費</td><td>1,715</td></tr> <tr> <td>　　人件費</td><td>4,916</td></tr> <tr> <td>　　減価償却費</td><td>300</td></tr> <tr> <td>　　業務外費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>　財務費用</td><td>0</td></tr> <tr> <td>　臨時損失</td><td>0</td></tr> <tr> <td>収益の部</td><td>46,770</td></tr> <tr> <td>　業務収入</td><td>46,730</td></tr> <tr> <td>　業務外収益</td><td>40</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>△ 4,052</td></tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td><td>0</td></tr> <tr> <td>当期総損失</td><td>△ 4,052</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 当期総損失については、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第124号)附則第2条第5項に基づく積立金(期首積立金予定額5,205百万円)を減額して整理することとします。</p>	区分	金額	費用の部	50,822	経常費用	50,822	業務費	43,877	一般管理費	1,715	人件費	4,916	減価償却費	300	業務外費用	14	財務費用	0	臨時損失	0	収益の部	46,770	業務収入	46,730	業務外収益	40	当期純損失	△ 4,052	目的積立金取崩額	0	当期総損失	△ 4,052
区分	金額																																
費用の部	50,822																																
経常費用	50,822																																
業務費	43,877																																
一般管理費	1,715																																
人件費	4,916																																
減価償却費	300																																
業務外費用	14																																
財務費用	0																																
臨時損失	0																																
収益の部	46,770																																
業務収入	46,730																																
業務外収益	40																																
当期純損失	△ 4,052																																
目的積立金取崩額	0																																
当期総損失	△ 4,052																																

中期目標	中期計画																										
	<p>(3) 資金計画 平成15年度～平成19年度資金計画</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金支出</td><td>54,900</td></tr> <tr> <td>　業務活動による支出</td><td>52,843</td></tr> <tr> <td>　投資活動による支出</td><td>254</td></tr> <tr> <td>　財務活動による支出</td><td>0</td></tr> <tr> <td>次期中期目標期間への繰越金</td><td>1,803</td></tr> <tr> <td>資金収入</td><td>54,900</td></tr> <tr> <td>　業務活動による収入</td><td>49,120</td></tr> <tr> <td>　業務収入</td><td>49,067</td></tr> <tr> <td>　業務外収入</td><td>53</td></tr> <tr> <td>　投資活動による収入</td><td>96</td></tr> <tr> <td>　財務活動による収入</td><td>0</td></tr> <tr> <td>承継繰越金</td><td>5,684</td></tr> </tbody> </table> <p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、2千万円とします。</p> <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。</p> <p>7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 人員計画</p> <p>イ 業務処理の効率化を図るとともに業務量に応じた適切な人員配置を行い、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、常勤職員数の抑制を図ります。 中期目標期間の期末の常勤職員数は、平成14年度末に比べて17名の減を見</p>	区分	金額	資金支出	54,900	業務活動による支出	52,843	投資活動による支出	254	財務活動による支出	0	次期中期目標期間への繰越金	1,803	資金収入	54,900	業務活動による収入	49,120	業務収入	49,067	業務外収入	53	投資活動による収入	96	財務活動による収入	0	承継繰越金	5,684
区分	金額																										
資金支出	54,900																										
業務活動による支出	52,843																										
投資活動による支出	254																										
財務活動による支出	0																										
次期中期目標期間への繰越金	1,803																										
資金収入	54,900																										
業務活動による収入	49,120																										
業務収入	49,067																										
業務外収入	53																										
投資活動による収入	96																										
財務活動による収入	0																										
承継繰越金	5,684																										

中期目標	中期計画						
<p>(2) 施設及び設備に関する計画</p> <p>センターは、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るために、費用対効果や事業全体の収支等を総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう実績評価を行うものとする。</p> <p>(3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化</p> <p>NACCSが保有している情報の保護等システムの安全性の確保は、安定稼働と並ぶセンターの最重要課題であることから、センターは、情報セキュリティを強化するものとする。</p> <p>併せて、自然災害等が発生した場合の危機管理に関する体制を整備・強化するものとする。</p> <p>(4) 次期システムの開発</p> <p>次期システムのあり方については、外部専門家の意見を聴取する等、最適なシ</p>	<p>込んでいます。</p> <p>(参考1)</p> <table> <tr> <td>① 平成14年度末の常勤職員数</td> <td>132人</td> </tr> <tr> <td>② 期末の常勤職員数見込み</td> <td>115人</td> </tr> </table> <p>(参考2)</p> <table> <tr> <td>中期目標期間中の人件費総額見込み</td> <td>4, 916百万円</td> </tr> </table> <p>□ 厳正な人事考課を行い、処遇等への反映を通じて、職員の業務への取り組み意欲を高めるように努めます。</p> <p>② 研修計画</p> <p>IT化の進展及び国際物流の変化に的確に対応し、職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図るため、中期目標期間中に、外部研修を受講する職員数の常勤職員数に占める割合を、平成14年度の実績値（56%）と比べ10%ポイント増加させ66%とすることを目指します。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画</p> <p>現在センターが保有する施設及び設備はなく、また、中期目標期間中に施設及び設備を建設する等の計画はありませんが、事務処理の効率化等を図るため、システムの安定的な運営等に配意しつつ、中期目標期間中の可能な限り早い時期に主たる事務所の移転を行います。</p> <p>(3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化</p> <p>① システムの情報セキュリティを強化するため、研修の実施等を通じて、情報セキュリティの重要性についての役職員の認識を向上させるとともに、セキュリティ監査を実施し、必要に応じてセキュリティポリシーの見直しを行います。</p> <p>② 自然災害等が発生した場合における速やかな業務回復を図るため、緊急時の対応マニュアルを定期的に見直す等危機管理体制を整備・強化します。</p> <p>(4) 次期システムの開発に関する計画</p> <p>税関システムに関して財務省が平成16年度に行う刷新可能性調査の結果及び</p>	① 平成14年度末の常勤職員数	132人	② 期末の常勤職員数見込み	115人	中期目標期間中の人件費総額見込み	4, 916百万円
① 平成14年度末の常勤職員数	132人						
② 期末の常勤職員数見込み	115人						
中期目標期間中の人件費総額見込み	4, 916百万円						

中期目標	中期計画
<p>システムの構築について、既存のシステムにとらわれることなく幅広く検討を行うものとする。</p> <p>また、次期システムの調達に当たっては、競争入札の範囲の拡大を行うこと等により経費の削減を図るものとする。</p>	<p>平成17年度に策定するシステムの最適化計画を踏まえ、利用者、外部専門家等の意見を聴取した上で、これらの意見も参考にして、次期システムの開発を進めます。</p> <p>その際、安定性、信頼性、効率性、セキュリティ、国際標準等に充分留意したシステムを目指すこととします。</p> <p>また、次期システムの調達に当たっては、ハードウェア等を含めた競争入札の範囲の積極的な拡大を行うこと等により、経費の削減を図ることとします。</p> <p>なお、次期システムの開発の進捗については、ホームページに公表する等、毎年度その状況を明確にしていきます。</p>
<p>(5) 利用料金の設定</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」において「料金設定に当たっては、利用者の意見を反映することとされていることを踏まえ、センターの財務状況を勘案しつつ、利用者等の意見を聴取した上で、適切な料金設定を行うものとする。</p> <p>(6) 積極的な情報提供</p> <p>社会の信頼を確保するため、国民及び利用者に対し業務運営の透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要があることから、情報の開示を行うものとする。</p>	<p>(5) 利用料金の設定</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」の指摘事項を踏まえ、システムの利用料金の設定について利用者及び有識者の意見を聴取するとともに、ホームページを通じて広く意見を募集した上で、適切な利用料金の設定を行います。</p> <p>なお、利用料金の設定方法やセンターの財務状況等これに関連する情報をホームページに公表していきます。</p> <p>(6) 積極的な情報提供</p> <p>ホームページを大幅に見直し、従来利用者のみに提供していたシステムの運転状況、プログラムの変更状況等、センターの業務に関する各種情報について、システムのセキュリティの確保と閲覧者の利便性に配意しつつ、積極的な提供を行います。</p> <p>提供する情報については、最新のものを可能な限り迅速に公表するとともに、ホームページ掲載内容の改善・充実を図り、ホームページへの年間アクセス件数を中期目標期間中に、平成14年度の実績(約10万件)と比べ30%増の13万件を目指します。</p>

独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

中期目標	中期計画
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p> <p>はじめに (機構の使命) 機構は、日本万国博覧会の基本理念である「人類の進歩と調和」を広く国内外に向けて発信すべく、日本万国博覧会の資産を活かし、緑に包まれた文化公園の適正な運営を行い、これを国民の利用に供するとともに、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動や国際相互理解の促進に資する活動の支援を行う重要な役割を担っている。</p> <p>(機構を取り巻く環境) 国民の余暇の過ごし方や社会的関心が多様化している中、国民の意識の変化に対応した集客力の高い施設や魅力あるイベントの開催誘致等ニーズに応じた対応が求められている。 また、自然破壊や地球温暖化など地球環境問題の深刻化を受け、人類と自然の共生への取組みの重要性が増している。</p> <p>こうした中、日本万国博覧会記念公園(以下「公園」という。)については、各種文化的施設を配置した日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化公園として整備を図ってきたが、都市の中の自然のあり方を先導していくという観点をも踏まえ、社会的関心等に的確に対応した施設配置、公園運営が求められている。</p> <p>一方、日本万国博覧会記念基金(以下「基金」という。)については、これを適正に管理し、確実かつ有利な方法により運用し、その運用収益の一部をもって日本万国博覧会を記念するにふさわしい事業に対して助成を行うことを通じて文化的活動、国際相互理解の促進に寄与するなどの社会的要請に応えていくことが必要である。</p> <p>機構は、機構を取り巻く環境に応じた業務運営を行っていく必要がある。</p> <p>1. 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定めます。</p> <p>(基本方針) 機構は、「人類の進歩と調和」を主題として開催された日本万国博覧会の理念と資産を継承し、時代の変化に対応しつつ、緑に包まれた文化公園を広く国民に提供するとともに、文化的活動や国際相互理解の促進に資する活動を支援するために以下の活動を行います。</p> <p>(1) 人間の活動と自然環境との間には、互いに調和した共生関係が必要であるとの考えに立ち、日本万国博覧会の跡地において、人間と自然が触れ合うことのできる優れた緑の環境を整備し、国民が積極的、能動的に参加し、体験することができる芸術・学術及びスポーツ・レクリエーション等の場を提供します。 また、自然破壊や地球温暖化など深刻化する地球環境問題に、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 日本万国博覧会の剩余金からなる日本万国博覧会記念基金(以下「基金」という。)を有効に活用し国際相互理解の促進に資する活動や日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動を支援することで、地域から国際社会までの多様な活動を草の根からサポートし、日本万国博覧会の理念である「人類の進歩と調和」に貢献します。 業務運営にあたっては、独立採算を堅持していきます。</p>

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして効率的かつ効果的に運営する。

(1) 共通事項

- ① 中期目標期間中、認可法人の時と比べて総費用について20%以上削減するとともに、総費用のうち一般管理費についても20%以上削減する。
- ② 経費節減について、民間のノウハウを活用し、例えば、汎用品の活用等によりコストの削減を図る。
- ③ 組織体制の再編、業務処理の効率化を図り、また事業の実績評価を確実に行い、更なる問題点の把握及びその改善に努める。
- ④ 職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を待遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図る。

(2) 公園に関する事項

- ① 公園の整備・管理業務について、競争入札の範囲の拡大等により経費の効率的な執行に努める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 業務の効率的処理

機構は、国からの財政支援を一切受けず、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして効率的かつ効果的に運営するため、以下の取組みを行います。

① 経費の削減

平成19年度（中期目標期間の最終年度）の総費用を平成14年度と比較して20%以上削減するとともに、総費用のうち一般管理費（人件費を含む）についても20%以上削減します。

また、民間のノウハウを活用し、汎用品を活用するなどによりコストの削減を図ります。

② 組織体制の再編等

限られた人員の中で効率的・効果的な事業実施を図るため、平成16年4月に部・課を統合し、4部10課から2部6課にスリム化します。

また、年度毎に事業の実績評価を行い、更なる問題点の把握及びその改善に努めます。

③ 人材の有効活用

職員の能力及び実績を適正に評価する仕組みを確立し、適正に運用します。また、業務を行う上で必要な知識、能力の向上のため、接遇研修、管理・監督者研修等の活用・充実を図り、業務の効率化を推進します。

④ 第三者機関の意思の反映

業務運営の重要事項について、有識者による評議員会を設置し、その意見を組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映できる体制を構築します。

⑤ 競争的な契約の拡大

公園の整備・管理業務に関する契約の方法について、専門性を要する一部の業務を除き競争的な契約を行うこととし、中期目標期間中に競争的な契約の割合が契約全体の80%以上（平成14年度実績65.3%）となるようにします。

⑥ 公園敷地の有効利用

<p>(2) 公園敷地の有効利用を図る。</p> <p>(3) 基金に関する事項 基金の運用について確実かつ有利な運用に努める。</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 公園に関する事項</p> <p>① 利用者に対するサービスの向上</p> <p>イ 機構は、利用者の利便性の向上に資するため、利用者等のニーズの把握に努めるとともに、季節、曜日等により入園時間を延長するなどサービスの向上を図る。</p> <p>また、公園整備やイベントの開催について民間の発想を活用する。</p> <p>ロ 機構は、公園の年間入園者数及びスポーツ施設等の利用件数が、中期目標の期間内の平均で平成14年度実績（1,298千人、10,885件）を上回るようにする。</p>	<p>公園区域と管理区域を区分し、管理区域内の未利用地の有効利用を図るために、貸付契約も活用して有効かつ効率的利用に努めます。</p> <p>⑦ 基金の運用 基金の運用について、確実性を前提に、金融商品の収益性や流動性を考慮し、運用益の拡大を図ります。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>【公園事業】</p> <p>(1) 利用者に対するサービスの向上</p> <p>① 利用者のニーズの把握 有識者の意見を聴くとともに、来園者のアンケート調査等を行い、利用者のニーズの把握に一層努めます。</p> <p>② 利用者のニーズへの対応 自然文化園・日本庭園内の四季折々の花の開花等に合わせて季節のイベント等を連続的に実施します。その際、イベント等がより一層効果的なものとなるように早朝開園や夜間開園を実施します。 また、シャトルバスや「森のエコバス」について、案内板の増設や混雑の状況に応じた弾力的な運行を行うなど、園内の各施設へのアクセスの改善を図ります。</p> <p>③ 民間の発想の活用 コンサートの開催、遊戯施設の設置等について、企画コンペ等により民間の発想を積極的に活用します。</p> <p>④ 入園者数増加に向けた努力 利用者のニーズを幅広く把握して、それに対応した企画を作成し、積極的に広報します。 公園の年間入園者数及びスポーツ施設等の利用件数について、中期目標期間中の平均が平成14年度実績（1,298千人、10,885件）を上回るようにするとともに、入園者数及び利用件数の目標達成に向けた進捗状況を毎年</p>
--	--

	<p>度明らかにします。</p> <p>また、より地域に親しまれる公園となることを目指して、再入園者の確保に努め、その人数が中期目標期間中の平均で100万人以上となるようにします。</p> <p>(2) 環境保全への積極的な貢献</p> <p>機構は、都市部において自然の森を育て、生態系を再生させるという壮大な課題に取り組む公的主体として模範となるよう環境保全に積極的に貢献する。</p> <p>また、廃棄物等の削減、リサイクルの推進などを図るため、環境保全に関する計画を定める。</p> <p>(3) 地域社会への積極的な貢献</p> <p>機構は、入園者本位の快適な環境形成のための施設整備を進めることとし、特に身体障害者、高齢者に対してやさしい公園とする。</p> <p>また、子供から大人までを対象とした各種の学習機会を提供する。</p> <p>さらに、公園を地域における広域避難場所等として提供するなど、地方公共団体の防災行政に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 基金に関する事項</p> <p>① 効果的な助成金の交付</p> <p>(2) 環境保全への積極的な貢献</p> <p>京都大学、大阪府立大学等の大学及び大阪府立食とみどりの総合技術センター等の研究機関と「自立した森づくり」の手法等を共同研究し、都市の緑地保全に役立てるようにするとともに、自然との共生を目指します。また、園内から発生した間伐材、剪定枝等は、堆肥化、製炭化等を進め、その有効利用を推進します。</p> <p>更に、大阪教育大学、大阪府立大学や民間の任意団体と共同で生物の生息環境を調査し、希少生物を含めた生息環境の保全を図り、その成果を公表します。</p> <p>(3) 廃棄物等の縮減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策などの環境保全に関する計画を定めます。</p> <p>(4) 地域社会への積極的な貢献</p> <p>① バリアフリー化の推進</p> <p>身障者用トイレ施設については、園内のおおむね300メートル以内に1箇所配置するよう改修を進め、改修済施設数を中期目標期間中に期初(28施設)と比較して15%以上増加するなど、公園施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>② 学習機会の提供</p> <p>都市部の貴重な公園として、地域社会に貢献するため、自然観察学習館等を通じて、豊かな自然環境の大切さや自然との共生を学ぶ体験学習(樹木・草花・野鳥等観察会・作物生産・清掃・茶摘等)を年7回以上(14年度実績7回)開催します。</p> <p>③ 地域の防災に関する施策への貢献</p> <p>大阪府が指定する「北部広域防災拠点」における「備蓄倉庫」用地を提供(貸付)する等、地方公共団体の防災に関する施策に積極的に貢献します。</p> <p>【基金事業】</p> <p>(1) 効果的な助成金の交付</p>
--	--

<p>機構は、助成の対象、重点事項等を明確にし、効果的な助成金の交付を行う。</p> <p>② 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 機構は、助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るために、第三者機関による採択基準の策定、採択の審査を行う体制を構築する。 <p>□ 機構は、申請者の利便性を考慮し、ホームページ等に助成要綱及び採択基準を公開するとともに、申請状況並びに助成先、助成額及び助成理由等の採択結果を公開する。</p> <p>また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について、調査を行うとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公表し、</p>	<p>① 助成の対象</p> <p>以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国際相互理解の促進に資する活動 <ul style="list-style-type: none"> ・国際文化交流、国際親善に寄与する活動 ・自然の保護その他人間環境の保全に関する国際的な活動 ・学術、教育、社会福祉、医療及び保健衛生に関する国際的な活動 <p>□ 日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の伝統文化の伝承及び振興活動 ・芸術及び地域文化に関する活動 <p>② 助成の重点事項</p> <p>毎年度、助成の重点事項を定めます。</p> <p>(2) 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保</p> <p>① 基金事業審査会の設置等</p> <p>助成金の交付について、客観性及び透明性の確保を図るために体制等を整備します。</p> <p>イ 助成金の交付を適正に行うため、外部有識者からなる基金事業審査会を設置し、以下の事項を諮問します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 助成重点事項の選定に関する事項 (II) 採択基準に関する事項 (III) 助成対象事業の選考に関する事項 (IV) その他助成金の交付に関する事項 <p>□ 助成金の交付対象の適切な採択に関し、選定に関する基準を策定します。</p> <p>② 申請者の利便性の向上</p> <p>申請者の利便性向上を図るために、次のことを行います。</p> <p>イ 助成金の申請手続き等の公開</p> <p>官報及びホームページを活用し、次の申請手続き等の助成金の交付に関する情報を提供します。</p>
---	---

<p>透明性の確保に努める。</p> <p>ハ 機構は、助成を受けた事業が基金により行われているものであることが、広く社会に浸透するよう工夫を行う。</p> <p>(3) 基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保</p> <p>① 機構は、基金の運用及び管理において、安全性に十分留意する。</p>	<p>(イ) 助成金の申請から交付を受けるまでの手続き (ロ) 助成対象事業区分 (ハ) 助成の重点事項 (ニ) 助成対象経費 (ホ) 助成率及び限度額 (ヘ) 採択基準</p> <p>なお、上記内容のうち、助成の重点事項及び採択基準に関しては、助成事業の公募時期にあわせて掲載します。</p> <p>□ 助成金の交付状況等の公開</p> <p>助成金の交付状況については、基金事業審査会の委員名簿を公表するほか、次の情報をホームページにおいて公開します。</p> <p>(イ) 申請状況 (ロ) 交付先 (ハ) 事業の概要 (ニ) 交付額 (ホ) 採択理由 (ヘ) 事業の実施結果</p> <p>ハ 助成事業の成果等についての調査</p> <p>助成を受けた団体に対して経理状況や助成事業の成果等について調査を行う体制を整備し、助成金の使途等について適切に把握します。</p> <p>③ 基金の社会に対する浸透への工夫</p> <p>助成金の交付団体・交付金額等については、ホームページ等により公表するとともに、助成金を受けた団体等に対し、当該事業が基金による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、広く社会に普及・浸透する方策を講じます。</p> <p>(3) 基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保</p> <p>① 内部組織体制の整備</p> <p>基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努めるとともに、責任体制を明確化するため、債券運用会議を設置するなど内部組織体制を整備し、以下の事項に取り組みます。</p>
---	---

<p>② 機構は、基金により生じた運用益の使途を明確にする。</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>機構は、業務運営の効率化により経費を削減するとともに、業務内容に応じて可能な範囲で収入の増大に努めることにより、健全な財務内容を維持する。</p> <p>(1) 公園に関する事項 機構は、公園入場料等収入を、中期目標の期間内の平均で平成14年度実績(1,210百万円)よりも増加させる。</p> <p>(2) 基金に関する事項 機構は、基金の実質的価値を保全するため、各事業年度において運用利益金の未使用分を積立金として計上し、中期目標期間終了時に積立金の基金への組み入れを行う。</p>	<p>(i) 債券運用会議において、毎年度の運用方針を決定します。 (ii) 債券運用会議を定期的に開催し、運用状況を報告します。 (iii) 運用状況については、ホームページ等により公表します。</p> <p>② 基金による運用益の使途の明確化 基金の管理及び運用は、規程を整備し、適正に行います。 また、基金により生じた運用益の使途については、ホームページ等により公開します。</p> <p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>公園入場料等収入について、中期目標期間中の平均が、平成14年度実績(1,210百万円)を上回るようにします。また、公園入場料等収入に関する見通しを毎年度作成し、決算における実績との比較を行うことにより、その進捗状況を毎年度把握できるようにします。</p> <p>基金の実質的価値を維持するため、中期目標期間終了時に積立金(第2号勘定のみ)が生じた場合には、基金へ組み入れます。</p>
---	---

(1) 予算(中期計画の予算)

中期目標期間中の予算、収支計画、資金計画は以下のとおりです。

なお、下記の入件費は退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の入件費見積額については、中期目標期間中総額2,396百万円を見込んでいます。

平成15年度～平成19年度

第1号勘定（公園事業）

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	10,912
その他の収入	6,047
計	16,958
支出	
管理運営費	11,774
人件費	2,606
管理諸費	9,168
公園整備費	3,191
その他の支出	826
計	15,792

第2号勘定（基金事業）

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	1, 809
その他の収入	2
計	1, 811
支出	
管理運営費	315
人件費	279
管理諸費	36
基金事業費	1, 283
その他の支出	214
計	1, 811

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	12, 721
その他の収入	6, 048
計	18, 770
支出	
管理運営費	12, 089
人件費	2, 885
管理諸費	9, 204
公園整備費	3, 191
基金事業費	1, 283
その他の支出	1, 040
計	17, 603

注1) 上記記載額は、以下の条件に基づき試算したものです。

○ 人件費のベースアップ伸び率を0%で試算しております。

なお、収支計画、資金計画についても同様の前提で試算しております。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(2) 収支計画

平成15年度～平成19年度
第1号勘定 (単位：百万円)

区別	金額
収益の部	
経常収益	14,446
公園事業収入等	11,828
財務収益	2,191
その他の収入	426
臨時収益	0
計	14,446
費用の部	
経常費用	14,230
公園事業費等	14,196
その他の費用	34
臨時損失	0
計	14,230
純利益	216
目的積立金取崩額	0
総利益	216

第2号勘定		(単位：百万円)
区 別	金 額	
収益の部		
経常収益	1, 809	
基金運用収入	1, 809	
臨時収益	0	
計	1, 809	
費用の部		
経常費用	1, 809	
基金事業費等	1, 742	
その他の費用	68	
臨時損失	0	
計	1, 809	
純利益	0	
目的積立金取崩額	0	
総利益	0	

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
経常収益	16, 255
公園事業収入等	11, 828
基金運用収入	1, 809
財務収益	2, 191
その他の収入	426
臨時収益	0
計	16, 255
費用の部	
経常費用	16, 039
公園事業費等	14, 196
基金事業費等	1, 742
その他の費用	101
臨時損失	0
計	16, 039
純利益	216
目的積立金取崩額	0
総利益	216

注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

注2) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

(3) 資金計画	
平成15年度～平成19年度 第1号勘定 (単位：百万円)	
区 別	金 額
資金収入	23, 538
業務活動による収入	14, 364
業務収入	14, 297
その他の収入	68
投資活動による収入	7, 040
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	2, 134
資金支出	23, 538
業務活動による支出	13, 295
人件費支出	2, 698
その他の業務支出	10, 598
投資活動による支出	9, 646
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	597

第2号勘定		(単位：百万円)
区 別	金 額	
資金収入	9, 367	
業務活動による収入	1, 809	
業務収入	1, 809	
投資活動による収入	6, 562	
財務活動による収入	0	
前期よりの繰越金	996	
資金支出	9, 367	
業務活動による支出	1, 831	
人件費支出	382	
その他の業務支出	1, 449	
投資活動による支出	6, 562	
財務活動による支出	0	
次期中期目標期間への繰越金	974	

第1号勘定と第2号勘定の合計		(単位：百万円)
区 別	金 額	
資金収入	32, 906	
業務活動による収入	16, 174	
業務収入	16, 106	
その他の収入	68	
投資活動による収入	13, 602	
財務活動による収入	0	
前期よりの繰越金	3, 129	
資金支出	32, 906	
業務活動による支出	15, 126	
人件費支出	3, 080	
その他の業務支出	12, 046	
投資活動による支出	16, 208	
財務活動による支出	0	
次期中期目標期間への繰越金	1, 572	

注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

4. 短期借入金の限度額
短期借入金を行う予定はありません。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
重要な財産を譲渡、処分する計画はありません。
6. 剰余金の使途
決算において第1号勘定（公園事業）に剰余金が生じたときは、施設・設備の更新、整備に充てます。
また、第2号勘定（基金事業）に剰余金が生じたときは、助成に充てます。
7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項
 - (1) 人事に関する計画
 - ① 職員の資質向上のための研修計画
各種の研修を実施し、職員の資質向上を図るための研修計画を策定し、以下

5. その他業務運営に関する重要事項
(1) 人事に関する計画
機構は、業務運営の効率化、業務の質の向上に関する目標の達成を図るために、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に

に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

の目標達成に努めます。

研修受講者数 延べ424人以上

② 人員計画

イ 方針

効率的な業務運営が行えるように人員を効果的に配置するとともに、計画的な採用、研修を行い、人材の養成を図ります。

ロ 人員に係る指標

中期目標期間中に、期初の常勤職員数54人を49人に減らすことを目標とします。なお、独立行政法人への移行に先立ち、平成14年度末の職員数(58人)から既に4人の削減を実施しています。

(2) 公園整備等に関する計画

① 公園整備等に関する計画

公園の整備等については、社会経済状況等の変化や来園者のニーズに合わせて計画的に行なうほか、施設・設備の保全及び安全性の確保と併せて将来の管理コストの軽減を考慮しつつ行います。

② 施設及び設備に関する計画

平成15年度～平成19年度

(単位 百万円)

施設整備の内容	整備額
日本庭園	409
自然文化園	2,183
スポーツ施設地区	405
管理サービス地区	194
合 計	3,191

(注) 1. 上記の計画については、状況の変化に応じて弾力的な対応を図るものとします。

2. 上記計画のうち、以下の工事財源の一部として第二号勘定(基金事業)からの繰入金68百万円を活用します。

(単位 百万円)

区 域	整備内容
自然文化園	バラ園の土壤改良 パーゴラの屋根防水、塗装 井戸のポンプ整備、浚渫、ろ過材の取替え 芝生地スプリンクラーヘッドの修繕 木製遊具の防腐剤塗布 お祭り広場の舗装補修
総 額	76

3. 上記計画のうち、以下の工事財源として長期預かり寄附金を活用します。

(単位 百万円)

区 域	整備内容
日本庭園	茶室の屋根改修、外壁改修 休憩所の屋根改修、外部塗装他 管理棟の外部塗装他 便所の外部塗装他 迎賓館の外壁改修 休憩所の受変電設備改修 井戸の浚渫、ポンプ整備 全景模型の修繕 上代地区の修景改修工事
自然文化園	橋梁の耐震改修他 橋梁の塗装、舗装改修 池の浚渫、防水シート改修 外灯の変電設備改修 日本民藝館の外部塗装、受変電設備改修、空調機改修 万国博ホールの跡地整備
スポーツ施設地区	外灯の変電設備改修

		管理サービス地区	外灯の変電設備改修、協会ビルのエレベーター 空調用機器の整備、熱源発生器の整備
		総額	1,429
4. 上記計画のほか、平成16年度に以下の施設の撤去を行います。 (単位 百万円)			
		撤去施設	万国博ホール、プール、サイクルランド、旧三越 食堂、保税倉庫
		総額	534